

神奈川県社会的養育推進計画の進捗状況報告

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）については、毎年度進捗状況を把握し、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表することとしています。

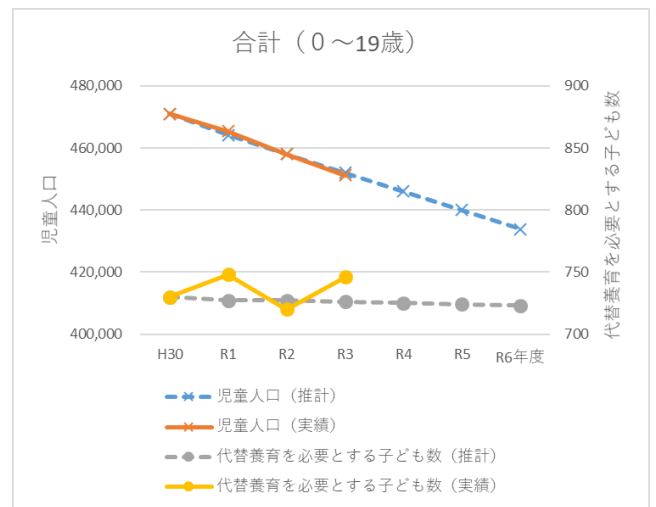
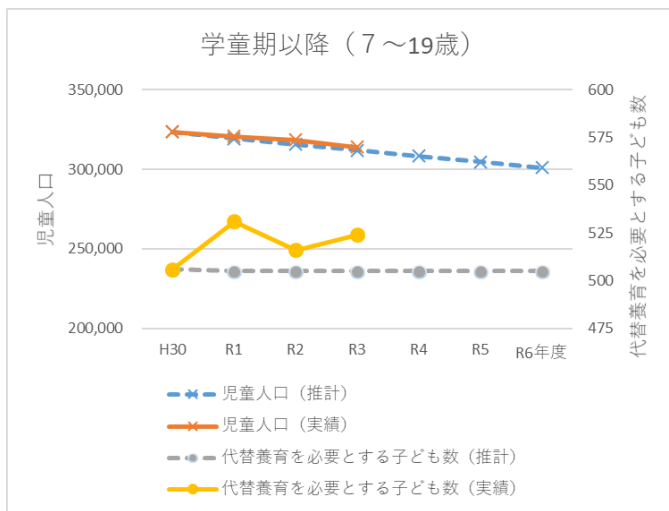
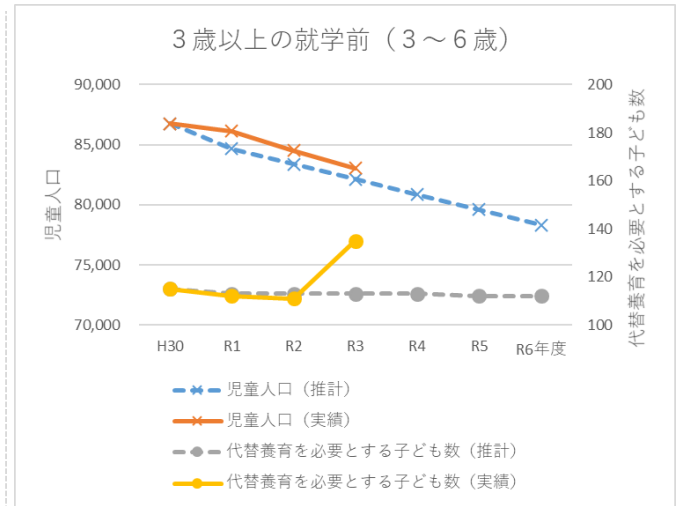
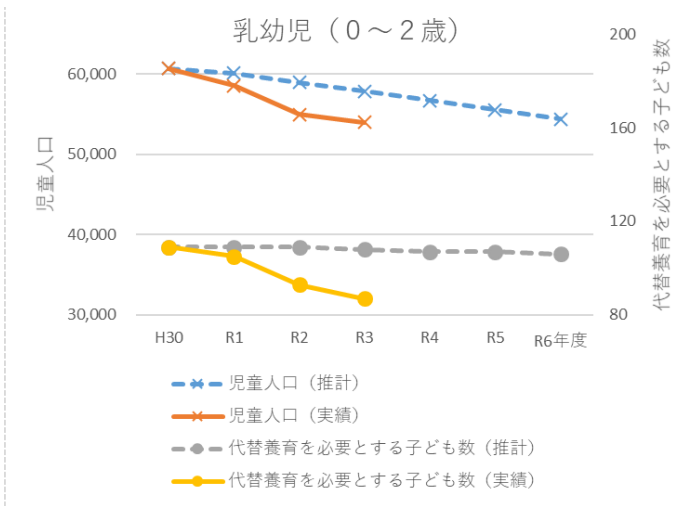
令和3年度末現在の進捗状況についてご報告いたします。

1. 「代替養育の需要量と供給量」について

（1）代替養育を必要とする子ども数（需要量）

			平成30年度 (基準年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度 (前期最終年)	令和11年度 (後期最終年)
児童人口 (県所管域)	3歳未満 (0～2歳)	推計	60,691	60,142	58,997	57,852	54,417	52,189
		実績	60,691	58,550	54,988	54,014		
	3歳以上の就学前 (3～6歳)	推計	86,768	84,647	83,382	82,117	78,324	72,990
		実績	86,768	86,117	84,512	83,064		
	学童期以降 (7～19歳)	推計	323,515	319,321	315,681	312,041	301,119	280,110
		実績	323,515	320,720	318,528	314,111		
計	推計	470,974	464,110	458,060	452,010	433,860	405,289	
	実績	470,974	465,387	458,028	451,189			
代替養育を 必要とする 子ども数	3歳未満 (0～2歳)	推計	109	109	109	108	106	102
		実績	109	105	93	87		
	3歳以上の就学前 (3～6歳)	推計	115	113	113	113	112	104
		実績	115	112	111	135		
	学童期以降 (7～19歳)	推計	506	505	505	505	505	470
		実績	506	531	516	524		
	計	推計	730	727	727	726	723	676
		実績	730	748	720	746		

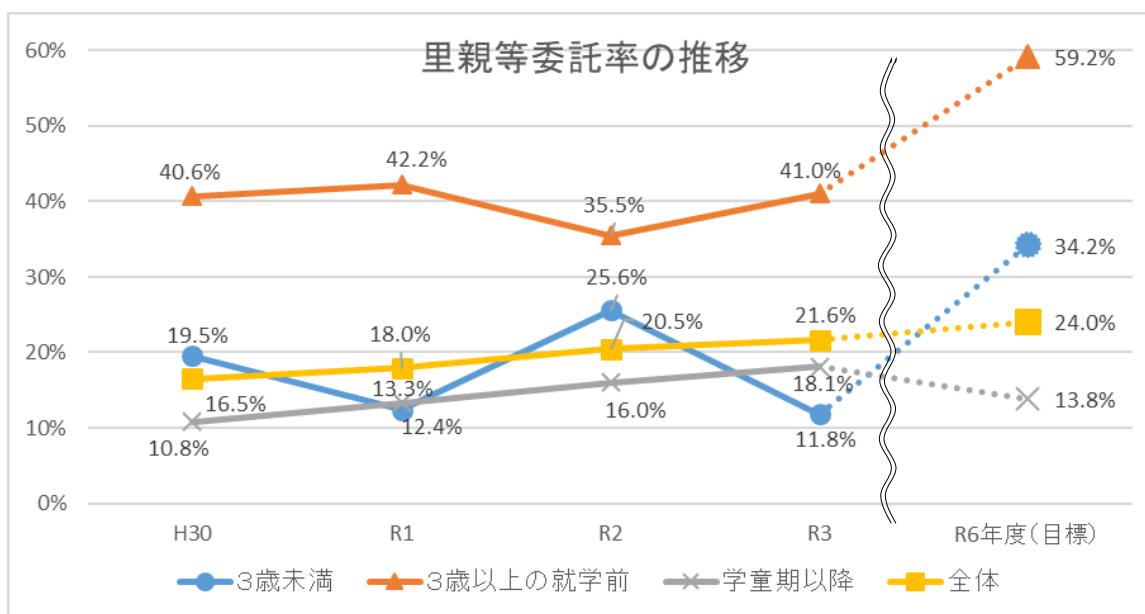
※潜在的需要（保護期間が2か月を超える一時保護児童）を含む。実際の措置委託子ども数は、H30：701人、R1：711人、R2：689人、R3：692人（各年度3月1日現在）



- ✓ 乳幼児については、児童人口・代替養育を必要とする子ども数ともに、推計より早いペースで減少している。
- ✓ 就学前及び学童期以降については、児童人口は概ね推計に近い形で推移している。一方、代替養育を必要とする子ども数については年度ごとのばらつきが大きく、今後の推移を注視する必要がある。

(2) 里親等委託率

	平成30年度 (基準年)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)
3歳未満	19.5%	12.4%	25.6%	11.8%
3歳以上の就学前	40.6%	42.2%	35.5%	41.0%
学童期以降	10.8%	13.3%	16.0%	18.1%
全体	16.5%	18.0%	20.5%	21.6%
	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)		
3歳未満	34.2%	75.0%		
3歳以上の就学前	59.2%	75.0%		
学童期以降	13.8%	24.6%		
全体	24.0%	40.0%		



- ✓ 令和3年度も、里親等委託率（全体）は着実に増加している。
- ✓ 年齢区分別に見ると、「学童期以降」は安定して増加しているが、分母の小さい「3歳未満」及び「就学前」は年度ごとの増減が大きい。
- ✓ なお、里親等委託率には養子縁組成立件数が反映されないが、パーマネンシー保障の観点から、養子縁組が適切と考えられる子どもについての検討も進めていく必要がある。

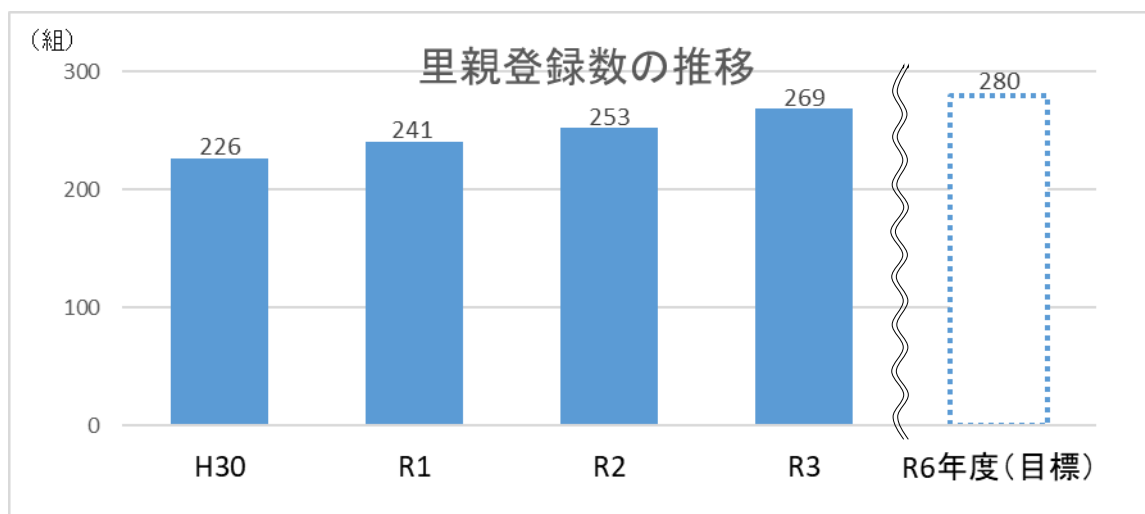
【参考・里親委託解除数のうち、養子縁組成立による解除数】

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
2	4 (1)	2	5

※ カッコ内は普通養子縁組による解除数。

(3) 里親登録数（供給量）及び里親等への委託子ども数

	平成30年度 (基準年)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)
里親登録数（供給量）	226	241	253	269
里親等への委託子ども数	109	118	130	137
3歳未満	17	11	20	9
3歳以上の就学前	41	46	39	48
学童期以降	51	61	71	80
	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)		
里親登録数（供給量）	280	360		
里親等への委託子ども数	174	271		
3歳未満	37	77		
3歳以上の就学前	67	78		
学童期以降	70	116		

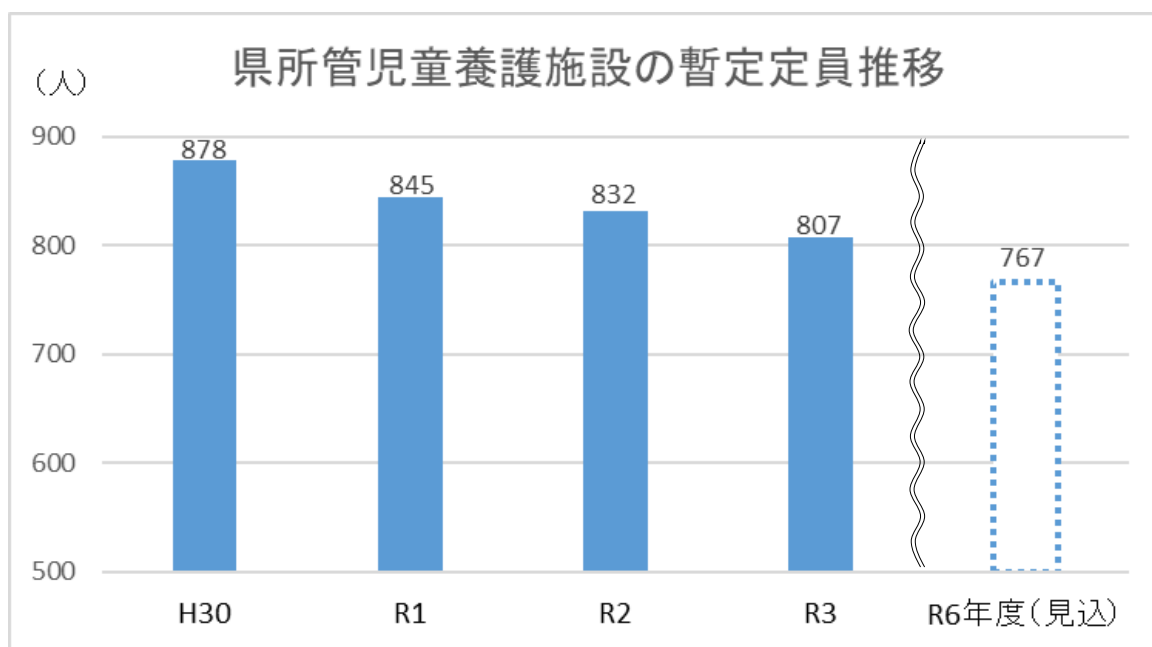


- ✓ 里親登録数は、令和3年度も順調に増加しており、早ければ令和4年度にも、令和6年度の目標に届く可能性がある。
- ✓ 新規登録里親が増える中で、どのように里親家庭を支援していくかが課題となる。

(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

	平成30年度 (基準年)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)
乳児院	77	77	77	77
児童養護施設	878※	845※	832※	807※
児童自立支援施設	32※	32※	32※	32※
児童心理治療施設	42	42	36※	34※
	令和6年度 (見込)	令和11年度 (見込)		
乳児院	71	67		
児童養護施設	767	636		
児童自立支援施設	36	36		
児童心理治療施設	42	42		

※暫定定員



- ✓ 児童養護施設の供給量は、令和3年度も引き続き減少している。ただし、そのほとんどは計画的な施設の小規模化というより、職員体制や子どもの課題により定員まで入所を受けられないことによる減少であると推測される。
- ✓ このような状況の中、児童養護施設等の小規模化・地域分散化については、施設養育の需要の動向を見ながら、慎重に進めていく必要がある。

2. その他の評価項目について（※別添「神奈川県社会的養育推進計画 資料編 令和4年3月現在」参照）

その他、計画の進捗状況については、「取組みの方向（4つの柱）」ごとに設定する評価項目により把握することとしています。

このたび、計画を補足する「資料編」の該当箇所を令和4年3月現在の状況に更新する形で、進捗状況の把握を行いました。

3. 需要量・供給量の再推計について

計画では、「前期及び後期の中間年（令和4（2002）年度、令和9（2027）年度）には、必要に応じて、代替養育を必要とする子ども数（需要量）や施設・里親等の数（供給量）の再推計を行います。」としています。

今年度は前期計画の中間年に当たりますが、先般、令和4年7月に厚生労働省から、都道府県社会的養育推進計画について、令和7年度から新計画として策定することが示されました。予定では、令和5年夏頃に国から新たな計画策定要領が発出され、これに基づき各都道府県において改定作業を開始するスケジュールとなっています。

このような状況を踏まえ、次年度以降に新計画の策定に合わせて再推計を行うほうが効果的・効率的と考えられること、また、直ちに再推計を行わなくても現計画の進捗に影響するものではないことから、現在の推計値を維持することとします。

4. 今後の対応について

引き続き、4つの柱ごとに、可能なものから着実に取組みを進めてまいります。

また、3に記載の通り、次年度からは、令和7年度からの新計画に向け、各種数値の推計、目標値の設定、関係機関との調整などに取り組んでまいります。